

## その他 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

### 1. 改正の概要

#### (1) 背景

利子税及び還付加算金等の割合を、市中金利の実勢を踏まえて見直しを行う。

#### (2) 改正の内容

##### ① 利子税等の割合の引下げ

利子税特例基準割合、猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合、特例基準割合(改正前)が年7.3%未満の場合には、利子税等の割合を次のように引下げる。

|                                 | 改正前                          | 改正後                                |
|---------------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| (ア) 利子税((イ)以外のもの)               | 平均貸付割合(注1)+年1% (特例基準割合)      | 平均貸付割合+年 <b>0.5%</b> (利子税特例基準割合)   |
| (イ) 利子税<br>(相続税及び贈与税にかかるもの)     | 利子税の割合(年割合)×特例基準割合<br>÷年7.3% | 利子税の割合(年割合)×利子税特例基準割合<br>÷年7.3%    |
| 納税猶予等を受けた場合の延滞税<br>(全額免除の場合を除く) | 平均貸付割合+年1% (特例基準割合)          | 平均貸付割合+年 <b>0.5%</b> (猶予特例基準割合)    |
| 還付加算金                           | 平均貸付割合+年1% (特例基準割合)          | 平均貸付割合+年 <b>0.5%</b> (還付加算金特例基準割合) |

(注1)平均貸付割合とは次ページの②の計算式で得た割合として財務大臣が告示する割合をいう。

## その他 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

### ② 平均貸付割合の告示時期等

平均貸付割合の告示時期を、各年の「前年12月15日まで」から「前年11月30日まで」に改正するほか、平均貸付割合の計算式を次のように改正する。

#### 改正前

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月の銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計

12

#### 改正後

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月の銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計

12

## 2. 適用時期

2021年(令和3年)1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用する。

## 3. 実務上の留意点

延滞税は納税猶予等の適用を受ける場合についてのみ改正があり、それ以外の延滞税は早期納付を促す観点から現行通りとなる。地方税における還付加算金等については、国税と同様の扱いとなる。